

議案第117号

診療報酬不当利得返還等請求事件に係る訴えの提起

上記の議案を提出する。

令和5年11月28日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、本案を提出する。

## 診療報酬不当利得返還等請求事件に係る訴えの提起

■■■■■ 所在の ■■■■■ (以下「本件医療機関」という。) の開設者及び管理者である ■■■■■ を相手方として、次のとおり訴えを提起する。

### 1 訴えの要旨

■■■■■ は、世田谷区に対し、金 6,642,290 円並びに内金 6,636,630 円に対する令和 5 年 8 月 1 日から支払済まで及び内金 5,660 円に対する訴状送達日の翌日から支払済までそれぞれ年 3 パーセントの割合による金員 (1 年を 365 日とする日割計算) を支払え、との判決及び仮執行の宣言を求める。

### 2 訴訟の目的の価額

金 6,642,290 円

### 3 訴えを提起する理由

世田谷区は、生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 等に基づき、指定医療機関である本件医療機関に医療の給付を委託し、現物給付によって医療扶助を行い、本件医療機関の請求に基づき社会保険診療報酬支払基金を通じて診療報酬を支払っている。

令和 4 年 9 月 14 日、東京都福祉保健局からの通知により、関東信越厚生局による施設基準等に係る適時調査の結果、■■■■■ が、入院病棟の各フロアの夜勤を行う看護職員について、厚生労働大臣が定める施設基準では 6 人体制で実施するところを、4 人体制で実施し、施設基準を満たしていないにもかかわらず、これを満たしたものとして特別入院基本料に係る診療報酬を請求し、これを受給していたことが判明した。

その後、世田谷区は、■■■■■ に対し、当該診療報酬の過払金について請求を行ったが、■■■■■ は未だ支払を行っていないため、訴えを提起する。